## 放送受信契約の未契約世帯に対する民事訴訟の提起について

本日、神奈川県、千葉県および埼玉県の未契約世帯12件について、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を、管轄する地方裁判所に提起しました。

- O NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- 〇 これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した神奈川県、千葉県および埼玉県の未契約世帯について、平成25年11月28日に民事訴訟を提起せざるを得ない旨の予告通知を発送していました。このうち12件について、どうしても契約に応じていただけないため、最後の手段としてやむを得ず、民事訴訟の提起に至りました。

## これまでの未契約世帯に対する民事訴訟

未契約世帯については、これまでに76件の民事訴訟の提起を行いました。このうち、46件については円満に受信契約の締結をいただき、訴えを取り下げました。また、9件については契約と受信料の支払いに応じていただく和解となりました。13件については、現在係争中です。

残る8件は判決が確定しています。(3件はNHKの請求を認める判決、5件は相手方欠席により、NHKの請求を認める調書判決)